

令和7年度

「市民後見人養成研修」受講者募集！

(あなたも市民後見人として活動してみませんか?)

高梁市権利擁護センターでは、「市民後見人養成研修」の受講者を募集します。

市民後見人とは、成年後見制度において弁護士・司法書士・社会福祉士などに代わり市民の皆さまが社会貢献の一環として、認知症等で判断能力が不十分な人の福祉サービス契約、財産管理を代行するなどの活動をする人です。現在、高梁市では15名の市民後見人が活動しています。

後見人活動には特別な資格は必要ありませんが、活動していく上で必要な視点、知識、実務の習得等のため、養成研修を受講していただきます。

応募資格：20歳以上70歳以下の市内在住者で、高齢者等の福祉に理解と熱意があり、福祉活動に対し実績のある方

※可能な限り、令和7年7月24日（木）開催の令和7年度成年後見制度セミナーを受講して下さい。

募集人員：2名程度

研修期間：令和7年10月～令和8年2月の期間で10日間の予定
(県主催7日間、権利擁護センター主催3日間程度)

研修場所：岡山市内（予定）及び高梁総合福祉センター

受講料：無料（権利擁護センターが負担）

応募方法：令和7年8月15日（金）までに申込書兼経歴書、小論文を高梁市権利擁護センターへ提出してください。

選考方法：応募書類による審査及び面接審査（8月下旬～9月上旬予定）を実施します。

その他：養成研修の修了後、市民後見人として登録し、家庭裁判所から選任後に、後見人として活動を行うこととなります。

※応募希望の方は、問い合わせ先までご連絡ください。



《問い合わせ先》
高梁市向町21番地3
高梁市権利擁護センター
(高梁市社会福祉協議会内)
TEL：56-0063
担当：藤岡、藤原